

夏のプール情報

いよいよ暑い夏のシーズン到来です。低料金で楽しめる区立プールを利用して、夏を元気に乗りきる身体をつくりましょう。

1日(火)から芝プールがオープンします

芝プール(屋外)

料金 2時間: 大人300円 小・中学生100円
超過料金は1時間ごとに大人150円、小・中学生50円
ただし、65歳以上の人および心身障害者、小学校入学前の幼児は無料です。
利用期間 7月1日(火)~9月15日(月・祝)まで
利用時間

	昼 間	夜 間
7月~8月 9月	午前9時30分~午後5時	午後5時~8時

7月21日(月・祝) 8月4日(月)は、休場します。
昼間と夜間の入れ替えなしで、引き続きご利用できます。



夏季学校プール開放

料金 無料
対象 区内の小・中学生とその保護者
学校プール開放日・利用時間

開放校	開放日	時 間
芝浦小学校 神応小学校 南山小学校 赤羽小学校 三光小学校 港南小学校 麻布小学校	8月4日(月)~6日(水)	午前10時~正午 午後1時30分~3時30分
飯倉小学校	8月5日(火)~7日(木)	午前10時~正午
港陽小学校	8月18日(月)~20日(水)	午後1時30分~3時30分

港陽小学校は屋内プール、その他の小学校は屋外プールです。

【利用にあたって】

芝プール以外では、水泳帽子が必要です。また、3歳(芝プールでは2歳)未満と、おむつのとれていない子どもは、プールに入場できません。
なお、各プールごとに利用の注意事項が異なりますので、事前にご確認ください。

【問い合わせ】

学校屋内プール、夏季学校プール開放
生涯学習推進課スポーツ振興係
☎内線2751~3
芝プール ☎3435-0470

学校屋内プール開放

年間を通じて利用できますが、事前に個人登録が必要です。

料金 2時間: 大人300円 小・中学生100円
ただし、65歳以上の人および心身障害者(個人登録証をお持ち下さい)、小学校入学前の幼児は無料です。
対象 区内在住・在勤者で個人登録証(小・中学生は不要)をお持ちの人
第1・3日曜日は、区民は無料です(個人登録証をお持ちください)。

本村・赤坂小学校屋内プール利用時間

	午 前	午 後	夜 間
木・金曜日			5時~8時
土曜日	10時~正午	1時~3時、3時30分~5時30分	6時~8時
日曜・祝日	9時30分~11時30分	正午~2時、2時30分~4時30分	

御成門中学校屋内プール利用時間

	午 前	午 後	夜 間
火~金曜日			6時30分~8時30分
土曜日	10時~正午	1時~3時、3時30分~5時30分	6時~8時
日曜・祝日	9時30分~11時30分	正午~2時、2時30分~4時30分	

高松中学校屋内プール利用時間

	午 前	午 後	夜 間
木・金曜日			6時30分~8時30分
土曜日	10時~正午	1時~3時、3時30分~5時30分	6時~8時
日曜・祝日	9時30分~11時30分	正午~2時、2時30分~4時30分	



ガラス瓶やコップなどの割れやすいもの、ネックレスなどの貴金属類を持ち込まない。プールサイドで走らない。子どもから目を離さない。プールサイドで飲食をしない。プールの利用案内や監視員の指示を守る。

マナーを守りましょう
けが等の事故を防ぐために、次のことを守りましょう。

泳ぐ前にはシャワーをよく浴びましょう

プールの水をきれいに保つために、体の汚れ・化粧品・整髪料は十分に洗い流してください。また、プールでの日焼け止めクリーム・サンオイルの使用はできません。

プールの楽しい季節になりました。プールに入る前にまず自分の健康状態のチェックをお忘れなく！
水泳は身体への負担が大きいスポーツです。体調不良は事故につながります。とくに、かぜや下痢などの症状があるときは泳ぐのをやめましょう。

プールを楽しむために！

問い合わせ

生活衛生課環境衛生指導係
(生活衛生センター)
☎43086146

利用後にもシャワーを
プールの水は、ろ過装置でろ過し、塩素剤で殺菌することで衛生を保っています。しかし、プールから出るときはプール熱や結膜炎などの病気を防ぐため、シャワーでプールの水をよく流し、うがいや洗眼をしましょう。

港区の人口



平成15年6月1日現在
人口 165,593人(前月比593人増)
(男77,060人 女88,533人)
出生等 149人 死亡等 137人
転入 1,780人 転出 1,199人
世帯数 90,758世帯
(前月比428世帯増)
外国人登録人口 16,760人
(前月比56人減)
(男8,840人 女7,920人)
人口には外国人登録人口は含みません。

主な内容

第53回 港区「社会を明るくする運動」強調月間 ...
ご存じですか? 高齢者の医療制度 ...
新しい「国民健康保険高齢受給者証」を送付します ...
学校給食のあり方に関する検討会で報告書がまとまりました ...
教育特区構想について意見を募ります ...
「みなとタバコルール」を実施します ...
「戸籍届」についても本人確認を行います ...
平成15年度港区NPO活動助成事業を募集します ...
受動喫煙の防止について ...



「街かどに子供の声が聞こえてる みんなで導く 明るい社会」

(港区統一標語)

第53回 港区「社会を明るくする運動」強調月間

7月1日(火) 8月31日(日)

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

社会を明るくする運動のはじまり

戦後まもないころ、貧困を要因とする子どもたちの非行が大きな問題となっていました。この状況を見た東京・銀座商店街の人々が、昭和24年、犯罪予防と少年保護を訴える「銀座フェア」を開催しました。この市民活動がきっかけとなって、昭和26年から法務省主催の「社会を明るくする運動」が始まりました。

支え合う地域社会をめざして

相次ぐ青少年による凶悪犯罪をはじめ、子どもたちをめぐるさまざまな問題が起きています。これらは、住民同士のふれあいが増したことによる、地域社会が有していた犯罪抑止力や教育力の低下が背景にあると考えられます。しかし、急速な社会情勢の変化の中で、大人も

また不安を感じ、方向を見失っています。こうした時代に必要なのは、人と人、心と心のふれあいを通して、ともに支え合う地域社会をつくっていくことではないでしょうか。

一人ひとりが明るい社会の担い手です。大人も子どももいきいきとできる居場所づくり、そして、ふれあいのあるあたたかい街づくりに向けてともに取り組んでいきましょう。

強調月間の取り組み

「社会を明るくする運動」強調月間中は、教育、警察などの関係機関・団体が集まり、駅頭でのPR活動をはじめ、みなと区民の集い、パレード、親子の野外活動、各種スポーツ大会、ラジオ体操、盆踊り、地域パトロールなど、さまざまな催しを行います。多くの皆さんの参加をお願いします。

問い合わせ 港区実施委員会事務局 (保健福祉管理課活動推進係内) ☎内線2380・1

愛の血液助け合い運動

最近の血液事情

現在、輸血用の血液は国内の献血により確保され、おおむね安定的に医療機関へ供給されていることから多くの尊い生命が救われています。

しかし、血液製剤の需要は、国内でまかなえないのが現状です。

また、血液は一人ひとり微妙に異なり、たとえ同じ血液型の血液を輸血しても副作用が発生する可能性があります。したがって、患者さんの命を救うためには、できるだけ少人数の人から得られた血液を輸血することが望まれます。このようなことから「400ml」成分献血が今、必要とされています。毎年夏期には、必要な血液の確保が難しくなります。そのため、自治会、職場、学校など、地域ぐるみの協力をお願いします。

このため血しょうや血小板だけを採取し、赤血球などを献血者の体内に返す成分献血が、より必要になってきています。成分献血には、献血者の体への負担が軽いというメリットもあります。

青少年の非行問題に 取り組む全国強調月間

7月1日(火) 7月31日(木)

青少年を取り巻く現状

少子化、核家族化、親の就業形態の多様化等、さまざまな要因により、子どもと家族や地域とのコミュニケーションが希薄になってきています。

また、不健全なチラシ・インターネット・雑誌等による性・暴力描写のはららんや容易に薬物が入手できるなど、青少年を取り巻く環境は一段と深刻化しています。

開放的になりやすい夏休みを目前にして、いっそう地域ぐるみで青少年問題に取り組んでいく必要があります。

健やかに育つ環境づくり

区では港区青少年問題協議会がまとめた「青少年健全育成活動方針」に基づいて、青少年対策地区委員会やPTA、青少年委員の皆さんが警察署などの関係機関と協力して、次のような活動を行っています。

- ・ 非行を未然に防ぎましょう
- ・ 祭りや夜間のパトロール
- ・ 環境実態調査
- ・ 命の大切さを知らせましょう

- ・ 薬物乱用防止教室
- ・ 老人ホーム慰問
- ・ 犯罪、交通事故から守りましょう

7月の献血活動

今年も区内で各種団体の協力を得て、街頭の献血活動を行っています。

とき	ところ
7月22日(火)	三田国際ビルヂング
7月18日(金)	警視庁 愛宕警察署
7月15日(火)	JR新橋駅 SL広場前

港区赤十字奉仕団が 献血に協力しています

港区赤十字奉仕団は、区内で行われている献血会場で、企業や官公署・学校等とともに献血推進に協力をしています。そのほか特別養護老人ホーム「白金の森」「港南の郷」でも地域に根ざしたボランティア活動を行っています。あなたも地域の奉仕団へ参加してみませんか。

問い合わせ 保健福祉管理課活動推進係 ☎内線2380 東京都赤十字血液センター ☎3406 1211

みなとキャンプ村

地域で青少年を育てる活動のひとつとして、中学校区ごとに組織された青少年対策地区委員会等と教育委員会の共催で、「みなとキャンプ村」を開催します。自然の中で友達をつくり楽しい3日間を過ごしましょう。

- ・ 子ども110番
- ・ 通学路パトロールの実施
- ・ 緊急対応マニュアルの作成

青少年の非行防止に対して大きな力となっているこのような地域での熱心な取り組みに、多くの皆さんの参加と協力をお願いします。

とき	ところ	中学校区
8/7(木)	奥秋キャンプ場(山梨県丹波山村)	陽陵坂日
8/9(土)		
8/5(火)	御成門南	港高赤朝
8/7(木)		
8/3(日)	三田青高六	陽陵坂日
8/5(火)		

問い合わせ 生涯学習推進課生涯学習係 ☎内線2746

ご存じですか？ 高齢者の 医療制度

老人保健法の医療制度

昭和7年9月30日以前生まれの人は「老人保健法」という国の制度で医療を受けます。これは、高齢の人が医療を受けるときに費用の負担を軽くし、安心して日常生活を送れるための制度です。

お医者さんにかかるときは健康保険証と老人保健法の医療受給者証(老医療受給者証)を窓口に出してください。保険診療分について医療費の1割(一定以上所得者は2割)の支払いだけで医療を受けることができます(表1)。

平成14年の所得により医療受給者証の負担割合が変更になる場合があります

毎年8月1日に前年の所得により負担割合の見直しがあります。

負担割合が変更になる人には新しい受給者証を7月下旬に自宅に送ります。8月1日以降は新しい受給者証を提示して医療を受けることとなります。古い受給者証は同封されている返信封筒でお返しください。

2割負担の人でも収入額によって1割負担に変更になる人がいます

課税所得が124万円以上の人は医療費の2割を負担します

(表1) ただし、課税所得が124万円以上の人でも、世帯内に70歳以上の人が複数いる場合で、70歳以上の人の年収合計が637万円未満、単身世帯の人は450万円未満のときは、申請すると1割負担になります。

入院されたときに医療機関の窓口での支払い金額が軽減される制度があります

住民税非課税世帯の人は、1か月の自己負担の上限金額が低く設定されています(表1)。入院のとき「限度額適用・標準負担額減額認定証」を見せると、医療機関の窓口での支払いが自己負担の上限額までとなり

り、食事代(標準負担額)も減額されます。認定証の交付を希望する人は申請をしてください。

1か月に支払った健康保険適用での医療費の合計が自己負担の上限額を超えたときは、超えた分を高額医療費として還付します。

医療費は病院、診療所、歯科、保険薬局などの区別はなく、すべて合算し計算します。ただし、入院時の食事代(標準負担額)や健康保険適用外のものは対象となりません。

該当する人には還付の手続きのご案内をお送りします。必要事項を記入のうえ返送してください。

福医療証が更新になりました
老人保健法と同様の一部負担金で医療を受けることができる「福医療証」は7月1日に更新になりました。

平成14年度から引き続き資格がある人で、今年度も引き続き該当する人には、6月末までに新しい福医療証をお送りしました。

7月1日以降医療機関にかかる場合は、新しい福医療証を健康保険証と一緒に窓口に出してください。

なお、期限の切れた福医療証は、高齢者医療係または各支所の受付係にお立ちよりのときにお返しください。

医療機関窓口での支払い金額

住民税非課税世帯の人は、事前に申請すると福限度額適用認定証を交付します。

認定証を提示すると、医療機関の窓口での支払いが自己負担の上限額までとなります。

《福医療証の対象者》
次の全てに該当する人
《資格要件》
●昭和11年6月30日までに生まれた人で70歳未満の人
●国民健康保険に加入している人または社会保険の被扶養者
●平成14年中の本人の所得が、257万2000円以下の人
(扶養人数0人の場合です。扶養人数によって限度額が変わります。)

資格要件に該当されている人で福医療証をお持ちでない人はお問い合わせください。

お問い合わせ
国保年金課高齢者医療係
☎内線265577

7月中旬に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を送付します

制度の概要

平成14年10月から老人保健医療制度と国民健康保険制度が変わりました。

平成14年10月1日以降に70歳になる人は、引き続き現在加入している国民健康保険で医療を受け、75歳になると老人保健で医療を受けることとなります。また、自己負担割合については、負担能力(所得)に応じて1割または2割となります。

自己負担割合の判定時期等

「国民健康保険高齢受給者証」の自己負担割合については、個人と世帯単位の前年所得の状況を考慮して毎年7月に判定を行います。新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月中旬に送付します。

自己負担割合が変わっている場合がある

国民健康保険被保険者で、平成14年10月1日以降、70歳になった人については、誕生月(1日)生まれの人は誕生月の前月中に、個人ごとに「国民健康保険高齢受給者証」を送付しています。

自己負担の割合

「国民健康保険高齢受給者証」

保年金課にお問い合わせください。また、有効期限の切れた古い「国民健康保険高齢受給者証」は使えません。

自己負担などについては、さらに申請をすれば、次のようになります。

一部負担金の割合が1割になっている人

住民税非課税世帯に属する人は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすれば、入院時に支払う医療費や食事療養費の減額を受けることができます。

一部負担金の割合が2割になっている人

次に該当する世帯の人は申請をすれば、1割の負担割合となります。

- 70歳以上の高齢者(国保被保険者)が1人の世帯で、前年の収入が450万円未満である人
- 70歳以上の高齢者(国保被保険者)が2人以上の世帯で、前年の収入を合計して637万円未満である人

申請の手続きには、確定申告書など収入を証明する書類が必要です。

お問い合わせ先
国保年金課国保サービス係
☎内線26404

見本

ご存じですか?
東京都シルバーパス
満70歳を迎える都民に誕生月の1日以降、都営の電車・バスと都内を走る民営バスを利用できる東京都シルバーパスを希望により発行します。
詳しくは、お問い合わせください(負担額あり)。
お問い合わせ (社)東京バス協会
☎5308-6950

学校給食のあり方に関する検討会で 報告書がまとまりました

区教育委員会では、学校給食のあり方を検討するため「学校給食のあり方に関する検討会」を設置し、検討してきました。このたび報告書がまとまりましたので、概要をお知らせします。教育委員会では、この報告書を受けて、引き続き検討を進めていきます。今後、教育委員会としての考え方をまとめた段階で改めてお知らせします。

「学校給食のあり方に関する検討会」とは

「学校給食のあり方に関する検討会」は、PTA代表、校長代表および教育委員会事務局職員で構成され、区立小・中学校の学校給食を効果的、効率的に運営するとともに、学校給食の一層の安全確保と食の教育を充実する方策を検討しました。平成14年8月から今年4月までに、11回にわたり、他区の実態調査や学校の視察の実施、学校給食に直接携わる栄養職員や調理職員からの意見聴取などを行いながら議論を進めてきました。

「学校給食のあり方に関する検討会」報告書の概要

1. 学校給食の現状と課題
港区の学校給食は、現在、栄養職員が作成した献立をもとに、各学校に設置した給食室で調理する「自校方式」により、それぞれ特色ある給食を実施しています。今日の学校給食は、食生活の多様化や栄養のアンバランス、食習慣の乱れなどの課題

に対応し、また、より安全な食材料の使用などの検討が必要になっていきます。運営面では、学校給食の特性に十分配慮しつつ、より効果的、効率的な運営、民間との役割分担の観点から、給食調理業務の民間委託化の検討が必要になっていきます。

2. 学校給食の安全の確保

衛生面では、日々の点検、検査や職員に対する研修などを通して衛生管理を徹底しており、今後現在の水準の維持改善に努める必要があります。近年、食をめぐる安全性や信頼性を揺るがす問題が発生しており、有機栽培農産物等により安全な食材料の使用の検討が必要です。これまでの学校独自の取り組みでは限界があり、教育委員会が流通ルートの確保などの課題の解決に取り組みむことが必要です。食物アレルギーへの対応は、調査表を作成して情報的正確な把握、伝達を図るなどの工夫をする一方、除去食等の対応策を拡充していく必要があります。

3. 食の教育の充実

食材料の安全性では、食品表示に関する知識も必要であり、研修や情報提供を通じて学校給食に携わる職員共通の認識としていく必要があります。

教育を推進する必要があります。食の教育に中心的な役割を果たす栄養職員は、東京都が原則2校に1校の割合で配置されていますが、今後、区の負担を拡大する必要があると考えられます。

4. 給食調理業務の委託化

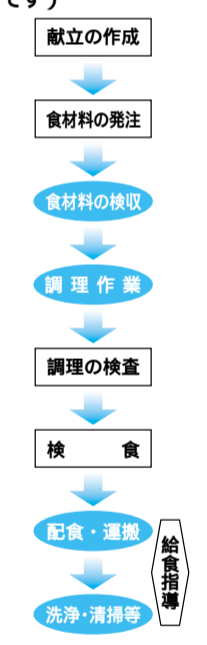
給食調理業務は、現在、各学校に区の職員を配置して実施していますが、給与水準が民間と比較して相当高く、給食実施回数が年間185〜190回であることから、運営方法の改善が求められています(表1)。

表1 給食調理職員人件費の状況(平成13年度決算) (単位:千円)

区分	職員数	給料	職員手当	小計	雑給金等	合計	1人当たり
小学校	92人	336,944	222,077	559,021	93,115	652,136	7,088
中学校	37人	134,703	88,561	223,264	37,226	260,490	7,040
計	129人	471,647	310,638	782,285	130,341	912,627	7,074

(注) 1 金額は、千円未満を四捨五入しているため合計等と一致しない場合があります。
2 退職手当は含んでいません。また、人件費以外に健康診断費や福利厚生費等の経費が必要になります。

委託する場合の学校給食の流れ



品の使用など質の高い現在の給食の水準を維持するためにも、次の一定の条件のもとで行う必要があると考えます。現在の、各学校に設置した給食室で調理する「自校方式」を維持すること
●委託する業務の範囲は、食材料の検収、調理作業、配食および運搬、洗浄・清掃等とし、献立の作成、食材料の発注、調理の検査、検食は従来どおり学校で行うこと(図1)
●学校給食の特性を十分理解し、安定的な雇用体制、学校給食の実績やノウハウを蓄積した優良で信頼のおける業者を、プロポーザル方式等の工夫により確保すること
●委託は栄養職員を配置している学校で行うことや実効性あるチェック体制の確立、受託業者を含む協議会等の場の設定、不測の事態への対応および体制の整備、受託業者の定期的な見直しなど学校給食の円滑な運営に向けた方針、方策を立てること

5. 提言

給食の安全、食の教育、給食調理業務の委託化のいずれにおいても栄養職員の役割は重要であり、配置の拡大を目指すとともに、一層の能力開発、資質の向上に取り組む必要があります。
委託化について教育委員会として方針を決定する際には、委託の条件や効果といった情報を区民、保護者に適切に提供し、十分な理解が得られるよう努めることを望みます。

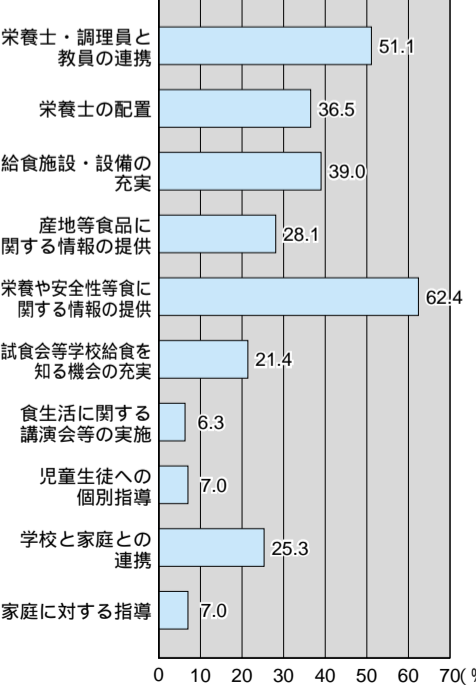
学校給食に関するアンケート ト集計結果(概要)

区教育委員会では、学校給食のあり方について区民、保護者を対象にアンケート調査を行いました。集計結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

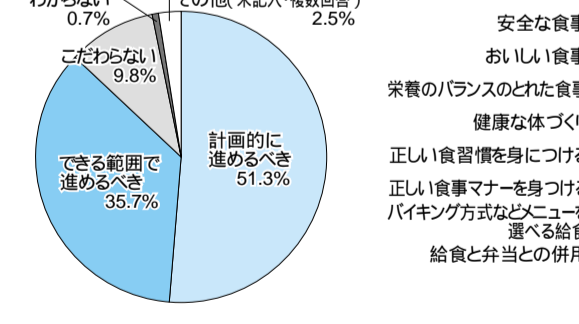
調査対象および実施日

区立小・中学校の保護者
平成15年2月
区民
平成15年3月1日
学校給食のあり方に関する「意見を聴く会」会場を実施
回答者数
3420人
学校給食に関するアンケート
・設問1〜4(グラフ1〜4)
・自由意見(表2)
学校給食に関するアンケート

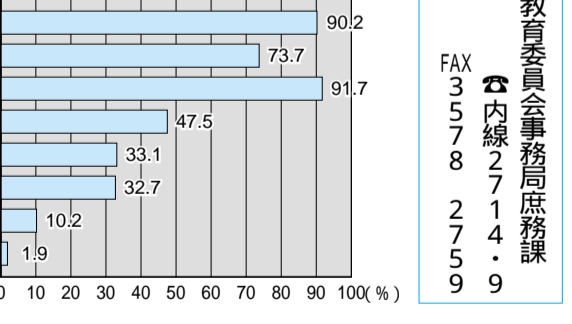
グラフ3 設問3 食の教育の充実(複数選択)



グラフ2 設問2 より安全な食材料の使用



グラフ1 設問1 学校給食に望むこと(複数選択)



グラフ4 設問4 給食調理業務の運営方法

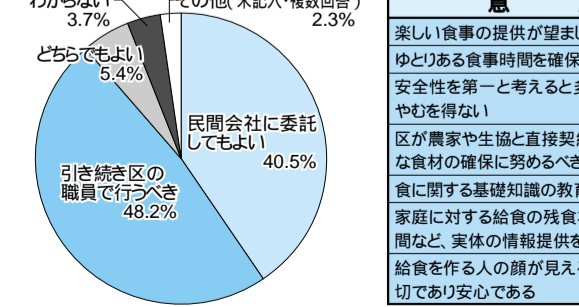


表2 自由意見

意見	回答数	分類	意見	回答数	分類
楽しい食事の提供が望ましい	58	設問1	民間が利益が優先され安全性や質に不安がある	100	設問4 関係
ゆとりある食事時間を確保するべき	10	関係	民間では食料の質や学校外からの給食の配送など不安な点がある	57	
安全性を第一と考えると多少の負担増はやむを得ない	111	設問2 関係	民間の方が良いが、チェック体制の整備や情報開示が必要である	56	設問5 関係
区が農家や生協と直接契約するなど、安全な食料の確保に努めるべき	21	関係	メニュー、スタイル、調理方法や使用食材等を工夫し、美味しいものを提供してほしい	170	
食に関する基礎知識の教育を行うべき	35	設問3 関係	家庭では不足となりがちな栄養面での補充や指導など、給食の実施は有意義である	137	
家庭に対する給食の残食状況や食べる時間など、実態の情報提供を行うべき	21	関係	現在の給食方法・体制に満足している	112	
給食を作る人の顔が見える自校方式が大切であり安心である	138	設問4 関係	学校給食には栄養や安全性の確保が重要である	112	

(注) 割合は小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合があります。

(注) 設問5は学校給食全般に関わる自由意見です。

集計結果は港区教育委員会ホームページ
http://www.city.minato.tokyo.jp/kyoiku/でもご覧いただけます。
教育委員会事務局庶務課
☎内線2714・9
FAX 3578 2759

表1 教育特区構想にかかる規制緩和の要望と国の対応

Table with 3 columns: 規制緩和の項目, 要望理由, 国の対応. Rows include 教育課程の弾力化, 教員任用の弾力化, 公立義務教育学校, 学校設置主体, 学校設置主体の拡大.

表2 教育特区(国際人育成をめざした学校の設置)の主な課題

Table with 3 columns: 項目, 課題, 課題の説明. Rows include 新たに区立学校を設置, 既存の区立学校に設置, 学校運営に関すること.

Table with 3 columns: 項目, 課題, 課題の説明. Rows include 教員等人材の確保, 入学年齢(学年), 入学基準, 通学区域.

教育内容・指導等に関すること

Table with 3 columns: 項目, 課題, 課題の説明. Rows include 教育課程(カリキュラム), 指導方法, 教科書、教材.

教育特区(国際人育成をめざした学校の設置)構想について意見を募ります

区では、国の構造改革特区制度の創設にあわせ、「豊かな明日の子どもたちを育む教育特区」として、国際人育成をめざした学校の設置構想を国に提案しました。

この構想の実現に向けて検討を進めるにあたり、広くご意見をいただき、よりよいものにしていきたいと思います。

構造改革特区とは

特定の地域に限定して、現行の規制等を緩和し、地域の活性化を図ろうとする制度で、平成14年12月に「構造改革特別区域法」が制定されました。

区の提案の経過

平成14年8月に、構造改革特区制度にかかる国の提案募集を受けて、区では「豊かな明日の子どもたちを育む教育特区」ほか3件を提案しました。その後平成15年1月の2次募集時に、再度教育特区について提案しています。

区の提案内容

日本は世界の国や地域との結び付きがますます強くなっており、さまざまな分野で国際的な活動を行っています。特に、港区は国際都市として、

多くの大使館や外資系企業を抱え、多数の外国人が居住しています。国際人育成をめざした学校の設置

学校は、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した体系的な教育を行うため小中一貫校とします。

区内の子どもに、日本語と同じように英語が話せるよう、小学校1年生から英語教育を行います。中学生段階では、数学や理科など国語以外の多くの教科について英語による授業を行います。

区内の外国人の子どもの教育を支援し、日本語をはじめ日本文化を学ぶ機会とします。さまざまな国や地域の子どもが、学校生活の中で、それぞれの生活習慣や文化を学ぶこと

で、国際的な感覚を身に付けます。きめ細かい指導を行うため、少人数教育を充実します。

第二外国語や海外への留学制度の導入の可能性について検討します。

教育特区を実現するために、区が国に対して行った規制緩和の要望およびそれに対する国の対応については表1をご覧ください。

教育特区は現在提案段階で、特区として申請していません。今後、いただいたご意見を含めて検討し、具体的な計画をまとめた時点で申請を予定しています。

意見の募集について

教育特区を実現するためにさまざまな課題があります。表2は、課題の主なものをまとめたものです。

これらの課題を含め、教育特区構想についてご意見を郵送またはファックスでお寄せください。ご意見は港区ホームページに設置した電子掲示板

http://www.city.minato.tokyo.jp/でも受け付けています。構造改革特区制度に関する詳しい情報については構造改革特区推進本部ホームページ

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/をご覧ください。

小諸高原学園跡地活用について考えてみませんか

検討会メンバーを募集します

中学校移動教室・夏季学園や社会教育団体等、教育活動の場として利用されてきた小諸高原学園は、宿泊棟の老朽化等のため、平成15年3月末で廃園となりました。しかし、まだ使用可能な施設・設備も整っていることから、跡地を広く区民が使える施設として有効に活用するため、検討会を設置します。

この検討会は、区民参加によるものとし、公募による区民・学識経験者・社会教育団体の代表などを構成員とする予定です。跡地活用について、ご意見・アイデアをご提案いただき、検討します。

皆様の意見・アイデアをお聞かせください。今回の活用例や議事録をご覧ください。検討会メンバーではない皆さんのご意見・アイデアを、随時、受け付けます。郵送またはファックスで、お寄せください(住所・氏名・電話番号を明記してください)。港区のホームページに設置した電子掲示板

検討会区民メンバーの応募要領

対象 港区在住・在勤・在学者 2人

応募方法 住所・氏名・電話番号・あなたの考え(応募する理由、活用や運営方法など。次の活用例を参考に、具体的にしたい点も構いません)を原稿用紙等800字程度にまとめ、7月31日(木・必着)までに郵送・メールまたは直接、学務課学事係までご提出ください。

活用例 既存の施設を有効に活用するための再建築を実施する。施設を効率的な方法で運営し、区民グリーンツーリズム活動の拠点として、区民研修施設(体験学習)や体育活動合宿所として使用する。

地元の公共的団体と連携し、区民が樹木のオーナーとなり、りんごなどを収穫する区

検討会の開催

8月(平成16年3月の平日の夜間または土・日に5回程度開催する予定です。15年度中に検討会としての結論をまとめることを目標とします。議事録をホームページ等で公開します。

皆様の意見・アイデアをお聞かせください。今回の活用例や議事録をご覧ください。検討会メンバーではない皆さんのご意見・アイデアを、随時、受け付けます。郵送またはファックスで、お寄せください(住所・氏名・電話番号を明記してください)。港区のホームページに設置した電子掲示板

小諸高原学園の施設概要 所在地 長野県小諸市甲4717番地 敷地面積 43541.83㎡ 交通 電車 JR小諸駅または新幹線佐久平駅 車 上信越自動車道小諸IC 現在利用可能な施設 体育館(木造2階建て)・キャノンファイヤー場・炊事場棟・水場棟・グラウンド・畑・管理棟(木造2階建て・25人程度の宿泊可能)・駐車場 宿泊棟は老朽化により使用できません。

意見の提出 問い合わせ 課 105 港 区 役 所 学 務 係 8511 FAX 3578 内 線 2726 2759



みなとタバコルールの 考え方

「みなとタバコルール」は、区内全域での路上・歩行喫煙、ポイ捨て禁止をめざすものです。しかし、罰則を持って取り締まる手法をとらず、あくまでも、区・区民・企業等の連携、マナー・モラルの向上によって、路上・歩行喫煙の禁止とポイ捨て禁止の徹底を図ります。

決められた場所以外では吸いません、捨てません。吸わない人の健康も守ります。

事業の目的

区内の路上で、区が設置する喫煙所以外での路上・歩行喫煙とポイ捨てを禁止し、屋外でも健康増進法の第25条で規定する受動喫煙の防止に努めます。あわせて街の環境美化と安全を図ることを目的とします。

重点モデル地区の指定

今年度から平成17年度までの3か年を試行期間として、乗降客が多い区内の主要駅周辺5地区を中心とした周囲300m内を重点モデル地区として指定します。

重点モデル地区に 指定されると

重点モデル地区(こと)に9か月間、集中的に街頭キャンペーン・啓発活動・早朝の清掃活動を実施します。合わせて、各指定地区(こと)に、駅周辺に屋外喫煙コーナを設置します。

問い合わせ 事業推進課 内線2093

平成15年度港区NPO活動助成事業を募集します

区内で活動するNPOやボランティア団体の公益活動を支援するため「みなとパートナーズ基金」を活用したNPO活動助成事業を募集します。

助成対象団体

特定非営利活動促進法(NPO法)の規定に基づき設立された特定非営利活動法人(NPO法人)および公益活動を目的とする団体(法人を除く)で、次の条件をすべて満たす団体です。

区内に事務所を有すること 定款または規約等を持ち、継続的な活動を行うことができること 10人以上で構成されていること

宗教団体および政治活動を目的としないうこと 暴力団若しくはその構成員の

統制下にないこと 特定の個人または団体の利益の増進を目的としないうこと

助成対象事業および助成金額

表のとおり

応募期間 7月1日(火)～31日(木) 午前9時～午後5時(閉庁日を除く)

申し込み 所定の申請書に必要事項を書いて、関係書類を添えて、事業推進課(区役所4階)に持参してください。

申請に必要な書類 港区NPO活動助成金交付申請書 団体概要 事業実施計画書 申請する事業の収支予算書 定款または規約 役員名簿

申し込み 事業推進課 内線2092

また、区のホームページ http://www.city.minato.tokyo.jp からダウンロードできます。

区を中心とした周囲300m内を重点モデル地区として指定します。

今年度当初は、乗降客が多い新橋駅を重点モデル地区として指定します。残る4地区は、環境美化・浄化推進協議会や地域町会・自治会、商店街等と協議し順次決定します。

重点モデル地区に 指定されると

重点モデル地区(こと)に9か月間、集中的に街頭キャンペーン・啓発活動・早朝の清掃活動を実施します。合わせて、各指定地区(こと)に、駅周辺に屋外喫煙コーナを設置します。

問い合わせ 事業推進課 内線2093

団体の年間事業計画書 団体の活動実績が分かる書類 申請書類等は審査後返却しません。

選考方法 港区NPO活動助成審査会による審査結果をもとに、区が助成団体と助成金額を決定します。

自立支援事業 書類審査 区との協働事業 書類審査 (第一次審査)およびプレゼンテーション(第二次審査) 詳しくは、募集要項をご覧ください。募集要項および申請書は事業推進課(区役所4階)で配布します。

また、区のホームページ http://www.city.minato.tokyo.jp からダウンロードできます。

Table with 4 columns: 事業名, 内容, 助成対象経費, 具体例, 助成金額. Rows include 自立支援事業 and 区との協働事業.

「戸籍届」についても 本人確認を行います

最近、本人が知らない間に、虚偽の婚姻届や養子縁組届け出がされたり、住民票が異動されるという被害が出ています。皆さんの個人情報を守り、事件や事故を未然に防ぐために、区では、要綱を定め、本人確認を行いますので、ご協力をお願いします。

戸籍の届け出について

1 次の4つの届け出について 窓口で本人確認を行います 婚姻届 協議離婚届 養子縁組届 協議養子縁組届

2 本人確認の方法 窓口で届出人について、運転免許証やパスポートなどの「官公署が発行した写真付きの証明書等」の提示によって行います。

3 次の場合は、「届け出がされた」旨の通知を届出人全員に行います 窓口で本人確認ができなかったとき 届出人以外が持参したとき 郵送で届け出がされたとき

住民異動届や、住民票戸籍謄抄本等の請求について

1 転入・転出・転居・世帯主変更届等の届け出や住民票戸籍謄抄本等の請求について 窓口で本人確認を行います

2 本人確認の方法 パスポートや運転免許証など写真付きの証明書のほか、健康保険証や国民年金証書など官公署が発行した証明書等(ただし、「住民票の写し」や「戸籍謄抄本」などは、本人確認の書類とはなりません)、社員証、学生証やキャッシュカード、クレジットカードなどで本人の氏名等が確認できるもので行います。

3 ご本人自身が作成した委任状等の提出をお願いします

Table with 2 columns: 問い合わせ, 住所. Lists contact info for various branches like 高輪支所, 芝浦港南支所, etc.

情報アンテナ

- 無料借地借家相談室 弁護士が相談をお受けします。関係書類がある人は、お持ちください。 とき 7月10日(木)午後7時 ところ 南麻布福祉会館 問い合わせ 港借地借家人組合 ☎3584-7787 中国語を学ぶ(初級クラス) とき 第2・4土曜日午前10時～正午 ところ みなとコミュニティハウス 費用 1回1,500円10枚つづり・別途入会金3,000円 問い合わせ NPO小笠原文化記念協会 ☎3470-6678 みなとケーブル開局15周年記念「忍たま乱太郎キャラクターショー&まちかどドレミファミリーコンサート」 とき 8月3日(日)1回目午後1時～2時 2回目午後3時30分～4時30分(1・2回目とも内容は同じ)とこころ メルパルクホール 定員 各1,500人(抽せん) 主催 みなとケーブル・NHK 申し込み 往復はがきで1枚4人まで応募できます。子どもだけの申し込みは不可。往信用裏面に、参加者全員の氏名・年齢・代表者の郵便番号・住所・電話番号、希望回、返信用表面に、代表者の郵便番号・住所・氏名を書いて、7月10日(木・消印有効)までに〒105-0011 港区芝公園3-4-30芝公園32森ビル6階 みなとケーブル「忍たま乱太郎キャラクターショー」係へ。 問い合わせ みなとケーブル ☎3432-9438(平日午前10時～午後6時)

費用の表記がないものは、すべて無料です。
 区役所への郵便は、郵便番号と宛て先(〒105 8511 港区役所課)で届きます。
 講師等の氏名の敬称は、省略させていただきます。
 ファックスでのお問い合わせは、FAX 3578 2034へ。

講座・催し物

港区学校保健会講演会
 「学校における健康診断の現状と課題」〜結核健診や色覚検査の変更を受けて〜
 とき 7月3日(木) 午後2時30分〜4時 **ところ** 港区役所9階会議室 **講師** 近藤太郎(東京都学校保健会常務理事) **対象** 区内在住・在勤者 **定員** 100人(先着順)
申し込み 当日直接会場へ。
問い合わせ 学務課保健給食係 ☎内線2736

経営者講座
 「タウンウォッチング」
 話題の商業施設や商店街を実際に歩いて、お店づくり・街づくりに役立てませんか。
 とき 7月18日(金) 午後1時30分〜6時30分 **対象** 区内商店および中小企業の経営者 **定員** 10人(電話で先着順) **見学場所** ラ・チッタテラ(川崎)・イオン品川シーサイドS.C.・麻布十番商店街 **講師** 安岡裕二(トータルデザイン・プロデューサー) **参加費** 交通費・資料代等は実費 **共催** 東京商工会議所港支部
申し込み 電話で、商工課商工振興係へ。 ☎内線2552

人形劇団ブークがやって来る!
 とき 7月12日(土) 午後2時 **ところ** みなと図書館 お子

皆さんの靴を入れる袋をご持参ください。**内容**「しりたがりやのソウさん」
問い合わせ みなと図書館 ☎3437 6621

夏休み子ども環境教室
 牛乳のついで研究!
 ～牛乳にくわしくなる実験とおやつづくり～
 とき 7月29・30日(火・水) 午前10時〜正午 **ところ** 消費者センター・男女平等参画センター **内容** 牛乳からバターやヨーグルトを作ろう・牛乳を使ったおやつづくり **対象** 区内在住・在学の小学4〜6年生で2日間とも参加できる人(2日目は保護者の参加歓迎します) **定員** 15人(電話で先着順)
申し込み 電話で、消費者センターへ。 ☎3456 4159

講座名	さき布からぞうりづくり	流木工作教室	第1回清掃施設親子バス見学会
とき	7月24・25日(木・金)	7月30日(水)	8月8日(金)
ところ	エコプラザ(虎ノ門3-6-9)	エコプラザ(虎ノ門3-6-9)	区役所・港清掃工場・港資源化センター・台場(各自昼食)・埋立処分場・区役所
対象員	区内在住・在学の小学校4年生以上	区内在住・在学の小学校4年生以上	区内在住・在学の小学生(保護者同伴)
申し込み	清掃課リサイクル推進係 ☎内線2507	環境課管理係 ☎内線2488	清掃課企画管理係 ☎内線2504

講話と料理実習「エコクッキングと生活設計のお話」
 とき 7月16日(水) 午後1時30分〜3時 **ところ** 男女平等参画センター **内容** 講話『時代をみた生活設計』 料理実習 ひじきごはん・鳥のレモンオープン焼き・ナスとトマトのカレーサラダ・ソーメンと鉄のお吸い物 **講師** 小竹嘉子(貯蓄生活設計推進員) **対象** 区内在住・在勤・在学者 **定員** 10人(電話で先着順) **費用** 600円 持ち物 エプロン・ふきん・三角巾・筆記用具 **共催** 木の芽会
申し込み 電話で、消費者センターへ。 ☎3456 4159

夏休み子ども消費者教室
 牛乳のついで研究!
 ～牛乳にくわしくなる実験とおやつづくり～
 とき 7月29・30日(火・水) 午前10時〜正午 **ところ** 消費者センター・男女平等参画センター **内容** 牛乳からバターやヨーグルトを作ろう・牛乳を使ったおやつづくり **対象** 区内在住・在学の小学4〜6年生で2日間とも参加できる人(2日目は保護者の参加歓迎します) **定員** 15人(電話で先着順)
申し込み 電話で、消費者センターへ。 ☎3456 4159

放置自転車リサイクル
 とき 7月12日(土) 午前10時〜10時30分まで受け付け、その後抽せん **ところ** エコプラザ(虎ノ門3-6-9) 価格等はお問い合わせください。
問い合わせ (社)港区シルバー人材センター ☎5232 9681

子どもエコツアー募集中
 しましまの山のひみつを探りに行こう!
 まだ間に合います
 とき 8月4日(月)〜8月6日(水)(2泊3日) **ところ** 長野県岡谷市周辺 **内容** フィールド学習ほか **対象** 区内在住の小学4〜6年生と保護者(子どもだけの参加も可) **費用** 申し込み方法等、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 環境課指導係 ☎内線2490

お知らせ
障害保健福祉センター非常勤職員募集
職種・職務内容・報酬 生活作業指導員、週5日30時間勤務、障害者の作業指導業務全般の補助(月額約16万円(社保有・交通費別) 期間 7月中旬〜平成16年3月31日 **募集人員** 1人 **勤務場所** 障害保健福祉センター **面接日** 7月上旬

申し込み 履歴書(写真貼付)と返信用封筒(80円切手貼付)を持参または郵送で7月4日(金・必着)までに〒105 0014 港区芝1-8-23 障害保健福祉センターへ。 ☎5439 2511

明るい選挙啓発ポスター募集
内容 明るい選挙を表すポスターで画用紙の四つ切り、八つ切りまたはそれに準ずる大きさのもの **対象** 区内在住・在学の小・中学生 表彰 小・中学生の各部でそれぞれ入選作品を選定し、その中から各部の最優秀作品を決定します。 **発表** 入選作品は「広報みなと」に掲載し、区民まつりや区民センターなどで展示します。
 作品の著作権は港区選挙管理委員会に帰属し、選挙啓発として使用します。
申し込み 作品の裏右下に学校名・学年・住所・氏名(ふりがな)・性別を書いて9月5日(金・必着)までに持参または郵送で、〒105 8511 港区選挙管理委員会事務局へ。 ☎内線2767

融資あつせん
 東京23区内に一般公共駐車場(時間貸し・月極駐車場)を建設する場合、建設に必要な資金を金融機関から借りられるように、東京都・特別区が、融資あつせん」と「利子補給」を行います。
融資あつせん 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

建設工事施工統計調査の実施
 この調査は、国内の1年間の建設活動の実態を明らかにすることを目的として、国土交通大臣が指定した建設業に属する事業所を対象に、毎年7月に実施しています。
 その結果は、建設行政だけでなく、景気対策、財政政策等の基礎資料として広く利用されており、重要な統計調査となっています。
調査対象として指定された際には、ご協力をお願いします。
調査結果については国土交通省のホームページで公表します。

融資あつせん
 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

明るい選挙啓発ポスター募集
内容 明るい選挙を表すポスターで画用紙の四つ切り、八つ切りまたはそれに準ずる大きさのもの **対象** 区内在住・在学の小・中学生 表彰 小・中学生の各部でそれぞれ入選作品を選定し、その中から各部の最優秀作品を決定します。 **発表** 入選作品は「広報みなと」に掲載し、区民まつりや区民センターなどで展示します。
 作品の著作権は港区選挙管理委員会に帰属し、選挙啓発として使用します。
申し込み 作品の裏右下に学校名・学年・住所・氏名(ふりがな)・性別を書いて9月5日(金・必着)までに持参または郵送で、〒105 8511 港区選挙管理委員会事務局へ。 ☎内線2767

融資あつせん
 東京23区内に一般公共駐車場(時間貸し・月極駐車場)を建設する場合、建設に必要な資金を金融機関から借りられるように、東京都・特別区が、融資あつせん」と「利子補給」を行います。
融資あつせん 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

融資あつせん
 東京23区内に一般公共駐車場(時間貸し・月極駐車場)を建設する場合、建設に必要な資金を金融機関から借りられるように、東京都・特別区が、融資あつせん」と「利子補給」を行います。
融資あつせん 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

問い合わせ 地域活動支援課 調査係 ☎内線2535〜8
障害基礎年金の「現況届」を忘れずに
 20歳になる前の病気やけがにより障害基礎年金を受けている人、および障害福祉年金から切り替えて障害基礎年金を受けている人は、「現況届」を提出してください。
対象となる人には、社会保険事務所から届出用紙が7月上旬に郵送されますので、必要事項を書いて、同封の返信用封筒で返送してください。
問い合わせ 国保年金課国民年金係 ☎内線2661〜6

社会保険職員等を装った不審な訪問者にご注意ください
 社会保険事務所の「国民年金推進員」が、国民年金制度のご案内や届け出の相談などに関して、被保険者のご自宅にお伺いすることはありますが、その場合は必ず「国民年金推進員」の身分証明書を携帯しています。年金額に変更が生じる場合などで、社会保険庁の職員が年金を受給されている人の自宅へ直接訪問することはありません。年金等の関係で社会保険職員を名乗る不審な訪問者や、電話での不審な問い合わせ等がありましたらご連絡ください。
問い合わせ 国保年金課国民年金係 ☎内線2661〜6

融資あつせん
 東京23区内に一般公共駐車場(時間貸し・月極駐車場)を建設する場合、建設に必要な資金を金融機関から借りられるように、東京都・特別区が、融資あつせん」と「利子補給」を行います。
融資あつせん 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

融資あつせん
 東京23区内に一般公共駐車場(時間貸し・月極駐車場)を建設する場合、建設に必要な資金を金融機関から借りられるように、東京都・特別区が、融資あつせん」と「利子補給」を行います。
融資あつせん 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

問い合わせ 地域活動支援課 調査係 ☎内線2535〜8
障害基礎年金の「現況届」を忘れずに
 20歳になる前の病気やけがにより障害基礎年金を受けている人、および障害福祉年金から切り替えて障害基礎年金を受けている人は、「現況届」を提出してください。
対象となる人には、社会保険事務所から届出用紙が7月上旬に郵送されますので、必要事項を書いて、同封の返信用封筒で返送してください。
問い合わせ 国保年金課国民年金係 ☎内線2661〜6

社会保険職員等を装った不審な訪問者にご注意ください
 社会保険事務所の「国民年金推進員」が、国民年金制度のご案内や届け出の相談などに関して、被保険者のご自宅にお伺いすることはありますが、その場合は必ず「国民年金推進員」の身分証明書を携帯しています。年金額に変更が生じる場合などで、社会保険庁の職員が年金を受給されている人の自宅へ直接訪問することはありません。年金等の関係で社会保険職員を名乗る不審な訪問者や、電話での不審な問い合わせ等がありましたらご連絡ください。
問い合わせ 国保年金課国民年金係 ☎内線2661〜6

融資あつせん
 東京23区内に一般公共駐車場(時間貸し・月極駐車場)を建設する場合、建設に必要な資金を金融機関から借りられるように、東京都・特別区が、融資あつせん」と「利子補給」を行います。
融資あつせん 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

融資あつせん
 東京23区内に一般公共駐車場(時間貸し・月極駐車場)を建設する場合、建設に必要な資金を金融機関から借りられるように、東京都・特別区が、融資あつせん」と「利子補給」を行います。
融資あつせん 建設着工前で、駐車面積が300㎡以上または収容台数が20台以上の駐車場
 融資金額 1台当たり500万円以内
 融資利率 各金融機関所定の融資利率
利子補給 (幹事銀行の新長期プライムレートを踏まえて各金融機関が設定する融資利率を適用)

保健だより

〈みなと保健所 各センターの所在地〉
生活衛生センター 六本木 5-16-45
保健サービスセンター 三田 1-4-10
健診センター(健診時のみ開場) 赤坂 4-18-13

休日診療

診療時間 □ は午前9時~午後5時
診療時間 ■ は午後5時~午後10時

7月6日(日)	田中医院(小)	西新橋2-8-12	3591-2551
	赤坂見附前田病院(外・内)	元赤坂1-1-5	3408-1130
	古畑歯科医院(歯)	赤坂6-15-1 ミツワビル2階	3587-1823
	テゾラ歯科クリニック(歯)	新橋3-4-8 昌栄ビル2階	3503-1182
	岡部医院(内)	西麻布2-24-12	3407-0076
	港区休日歯科応急診療所	三田1-4-10 保健サービスセンター3階	3455-4927

電話不通の場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁テレホンサービス	☎ 3212-2323 (毎日24時間) 短縮ダイヤル「7119」
	東京都保健医療情報センター	☎ 5272-0303 (毎日24時間)
薬の相談	港区休日くすり(処方せん調剤)何でもテレホン	休日 ☎ 3432-0748(午前9時~午後2時) 夜間 ☎ 090-3690-3102(通年終夜)

今年4月から生活習慣病予防のための『みなと区民健診』が一部変更になりました。変更点は次のとおりです。

対象年齢	変更前 50歳以下の区民	平成15年4月から 30歳以上45歳以下の区民
------	--------------	-------------------------

これまで、区民健診の対象者であった46歳から50歳の人につきましては、平成15年度から医療機関で直接受診する「成人健康診査」の対象者となります。詳しくは、7月中旬に送付予定の受診通知をご覧ください。

みなと区民健診

健診日	8月11日(月)	8月25日(月)	8月20日(水)
	受付時間 午前9時15分~10時30分		
結果説明日	8月25日(月)	9月8日(月)	9月17日(水)
	受付時間 午後1時15分~2時30分		
ところ	保健サービスセンター		健診センター
内容	全受診者:診察、尿検査、胸部X線撮影、血圧測定、血液検査 一部受診者:心電図、眼底検査		
対象	30歳以上45歳以下の区民で、8月に生まれた人(勤務先等で受診できる人は、ご連絡ください。)		
定員	各日 50人		
併診(希望者)	骨粗しょう症検診を併診(みなと区民健診を受診した人で女性のみ):各結果説明日		
申し込み	電話で、7月1日(火)から健康推進課健康づくり係へ。 (保健サービスセンター)☎3455-4928 受付時間:午前9時~午後5時		

定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。

港区広報番組ガイド 7月

港区タイム(60分番組:区政の動きは日本語・英語の音声多重)	
特集番組(20分番組)	港区魅力探検「国際交流の街みなと」その3 ~ハイチ共和国、スリランカ民主社会主義共和国~
区政の動き(20分番組)	区民保養施設の利用方法等について特集します。 また、1枚の古い写真を手にリポーターが区内のいろいろな場所を歩きます。
特集番組(再放送 20分番組)	港区魅力探検「国際交流の街みなと」その2 ~ハンガリー共和国、カンボディア王国~
毎日 11:00、18:00、22:00 (特集番組 毎日11:00、18:00、22:00 区政の動き 毎日11:20、18:20、22:20 特集番組(再放送) 毎日11:40、18:40、22:40)	

みなとケーブルインフォメーション(文字情報・15分番組:後半5分は英語)	
区からのお知らせや区主催の行事、催し物などの日時、内容等を音楽にあわせて、文字情報で案内します。 毎日 10:00、15:00、17:00、23:00	

みなとあの時あの番組(毎週土曜日更新・45分番組)			
港区の桜 MINATO CITY FACE	港区新風土記 ~武蔵野の面影を訪ねて~ 火災から街を守って きた人たち	リサイクルの鉄人 食中毒にご用心	文学作品に描かれた 港区の姿 銭湯パンザイ
5日(土)~	12日(土)~	19日(土)~	26日(土)~
毎日 13:00、20:00			

番組内容について 港区区民広報課 ☎3578-2036
番組は、放送月の翌月からビデオテープで貸し出します。
都市型CATVについて みなとケーブル(株)ケーブルテレビジョン東京 ☎0120-371049

「区政の動き」・「区長対談」・「特集番組(再放送は除く)」は、港区ホームページの **みなとチャンネル動画サービス** でもご覧いただけます。

6月21日号8ページ、ミニガイド7月に掲載の12日(土)の「フリーマーケット」は、開催布からぞうり作りは、開催しません。お詫びして訂正します。

安全教室では、小泉総理大臣による電動車いすの試乗、1年生による横断歩行訓練が行われました。小泉総理大臣のハンドルさばきに子どもたちにはみな興味津々、頑張つてと応援の声があがりました。

健康講座「中年に多いヒザの痛み~痛みと上手につき合う方法~」

とき	8月5日(火)午後2時~4時
ところ	保健サービスセンター
講師	北里研究所病院 整形外科部長 医師 阿部 均
対象	区内在住・在勤者
定員	50人
申し込み	電話で、健康推進課健康づくり係へ。(保健サービスセンター)☎3455-4928

精神保健福祉相談【予約制】

とき	第1金曜日 第2・4水曜日 第4月曜日 午後2時~4時(面接または訪問)
内容	こころの病気(アルコール依存症、思春期等を含む)や痴呆症の早期発見・早期治療への援助などについて、専門医が相談に応じています。
対象	区内在住・在勤者
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。(保健サービスセンター)☎3455-4772

精神保健福祉講演会

とき	7月10日(木)午前10時~正午
ところ	保健サービスセンター
内容	「今、家族の関係を考える ~思春期のこころの理解と対応を中心に~」
講師	心の東京革命 推進協議会 専門員 心理療法士 星 一郎
対象	区内在住・在勤者
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。(保健サービスセンター)☎3455-4772

8020達成者表彰者募集

80歳以上で20本以上ご自分の歯がある人に、診査のうえ、日ごろの歯と口の健康づくりの成果をたたえ表彰します。

応募基準 誕生日が大正12年3月31日以前の区民でご自分の歯が20本以上ある人
応募方法 自薦・他薦にかかわらず電話で健康推進課地域保健係へ。申し込みをした人には、診査等の詳細について後日お知らせします。募集期間 7月31日(木)まで 表彰式 審査の結果、達成者を9月6日(土)に表彰します。

問い合わせ 健康推進課地域保健係(保健サービスセンター) ☎ 3455 4772

受動喫煙の防止について

健康増進法(5月1日施行)に「受動喫煙の防止対策」が明示されました。受動喫煙による健康への悪影響を排除するため、多数の人が利用する施設の管理者に対して、これを防止する措置をとる努力義務を課すことになりました。受動喫煙とは

室内やこれに準じた場所で、他人のたばこの煙を吸わされることを受動喫煙といえます。

受動喫煙による健康への影響

受動喫煙は、せきや目の痛み、頭痛などの症状を引き起こすほか、呼吸や心拍にも影響を及ぼします。

また、国際がん研究機関では、あらゆる種類のがんに対し、最も発がん性の強い物質の一つとして、たばこを挙げています。

さらに、たばこを吸わない妊婦が、受動喫煙により低出生体重児を出産する率が高まります。

防止措置の対象となる施設は

健康増進法では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁、飲食店を対象として明示していますが、その他の施設として、駅、空港、バスターミナル、金融機関、宿泊施設(旅館・ホテル等)、屋外競技場、鉄道・バス・タクシーの車両など、広い範囲で対象となっています。

受動喫煙の防止方法は

施設を全面禁煙にする方法と分煙にする方法があります。

分煙方式とは、喫煙場所から非喫煙場所に煙が流れないようにする方法で、施設の規模や構造、利用者のニーズなどで対応していく必要がありますが、空気清浄機の設置では分煙化対策としては不十分です。

また、禁煙・喫煙の場所の表示を明確にし、来客者等にその旨を知らせて理解と協力を求める等の措置が必要です。

港区での進め方

みなと保健所では、「健康みなと21推進会議」を設置し、健康増進法の港区での計画を策定しますが、その中の重要な柱の一つとして受動喫煙防止対策について具体的に検討します。

また、施設の管理者をはじめ多くの皆さんに受動喫煙防止の必要性を理解していただくため、パンフレットの配布や保健所で実施する健康診査、講習会、講演会などで説明し、主旨の徹底を図っていきます。

問い合わせ 健康推進課健康づくり係(保健サービスセンター) ☎ 3455 4928

総理大臣に児童の声援

5月12日(月)、「春の全国交通安全運動中央大会」が区立御成門小学校で開催されました。



すぽくと

街の話題をお寄せください
☎3578-2036(区民広報課)